厚生労働省 大阪労働局

Press Release

大阪労働局発表
令和８年１０月２９日（木）

【照会先】
大阪労働局総務部労働保険適用･事務組合課
電　　話　06-4790-6354



１１月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業は、強制加入の義務があります。

大阪労働局（局長　蒔苗　浩司）では、１１月の「労働保険未手続事業一掃強化期間」に効果的な広報活動及び集中的な手続指導を展開します。

実施事項

●公的機関、各種団体などに対する広報についての協力依頼

府・市区町村（６８）、事業主団体・関係機関（８５）、労働保険事務組合（４１７）の合計**５７０機関、団体**に対して、ホームページや広報誌への掲載の協力を依頼しました。

※労働者保護の必要性等から、**改正**労働者災害補償保険法（労災保険法）が成立し、これまで任意加入となっていた農林水産の事業の一部についても、**令和１３年４月１日（予定）から労災保険は強制加入**となります。**こちらの周知も今後展開していく予定です。**

●未手続事業主に対する加入手続指導の実施

労働保険未手続事業主に対して、個別訪問、郵便及び電話による制度の説明、必要書類の送付などにより加入手続指導を行います。

【大阪労働局　労働保険（労災保険・雇用保険）について】☞☞☞☞☞

【厚生労働省　労働保険　特設サイト】☞

労働保険制度とは、簡潔にまとめると・・・

労働保険とは

- 労災保険（仕事や通勤による死傷病等）と雇用保険（失業・出産・介護による休業、雇用関係助成金等）の総称です。

対象労働者は

- 正社員・パート・アルバイト等の名称にかかわらず一人でも一時間でも雇っていれば対象となります。（雇用保険は一定の条件を満たす必要があります。）
 ※農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部は任意加入制度。

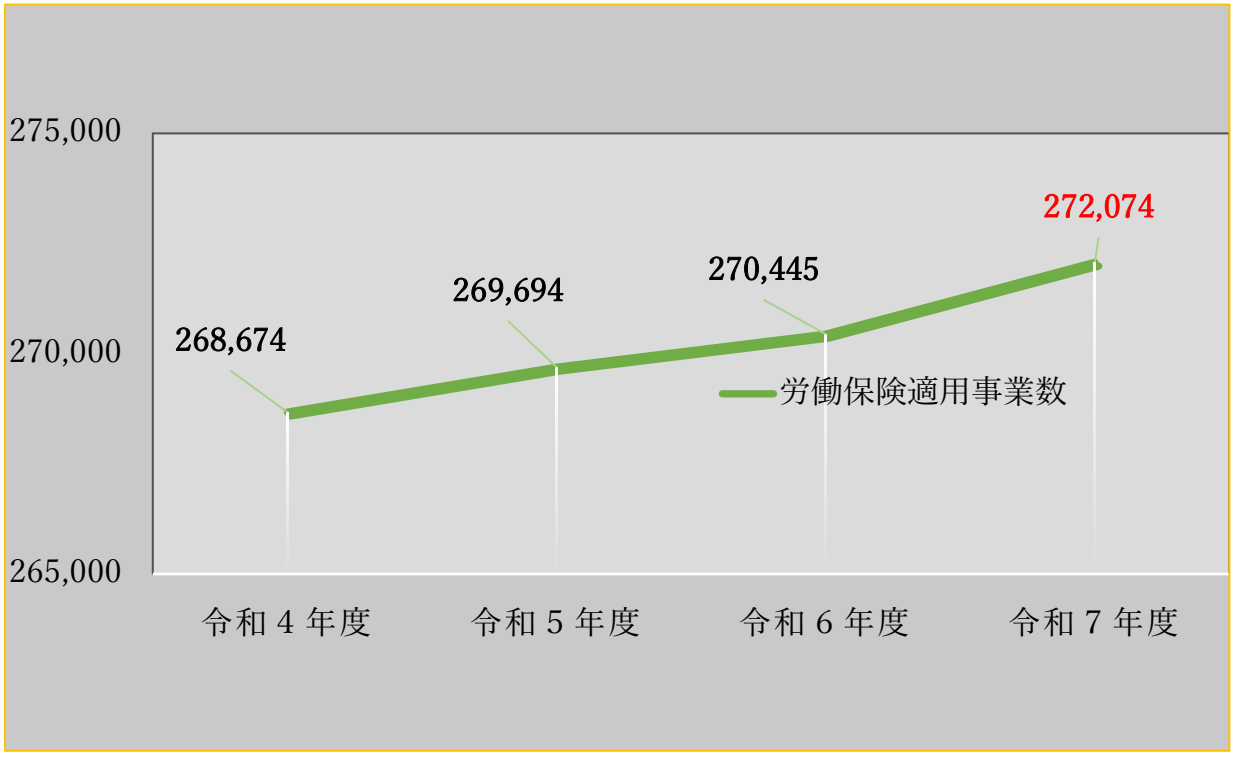
労働保険料は

- 労働者に支払う賃金総額×保険料率(労災保険率+雇用保険率)となり、労災保険は全額事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方で負担となります。

手続き相談は

- 所轄の労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

労働保険適用事業場数の推移（大阪）



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働保険

はたらく安心、つなぐ安心。

労災保険 × 雇用保険

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を１人でも雇っている事業は、
強制加入の義務があります。

農林水産の事業の一部については例外があります。

労働者保護の必要性等から、**改正**労働者災害補償保険法（労災保険法）が成立し、これまでは任意加入となっていた農林水産の事業の一部についても、
令和１３年４月１日（予定）から労災保険は強制加入となります。

※施行日までは、要件を満たせば任意加入することができます。

裏面に解説あり



電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！**口座振替納付**も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/ 労働保険 特設サイト または二次元コードから▶

大阪労働局 労働保険適用・事務組合課 TEL 06-4790-6340

2026.10.29

現在、以下の農林水産の事業については、例外的に労働保険の加入対象とならず、保険加入が事業主や労働者の意思に委ねられています。※任意加入。

労災保険

①民間の個人経営の農業の事業で、５人未満の労働者を使用するもの。
②民間の個人経営の林業の事業で、労働者を常時には使用せず、かつ、一年以内の期間において使用労働者延人数が３００人未満のもの。
③民間の個人経営の漁業の事業（総トン数５トン以上の漁船による事業等を除く）であって、５人未満の労働者を使用するもの。
☞事業主の意思により任意加入が可能。
☞労働者の過半数が加入を希望するときは、事業主は加入を申請しなければならない。

雇用保険

民間の個人経営の農林水産の事業で、５人未満の労働者を雇用するもの。

☞事業主が加入を希望する場合は、労働者の１／２以上の同意が必要。
☞労働者の１／２以上が加入を希望するときは、事業主は加入を申請しなければならない。

※雇用保険は労災保険と異なり労働者にも保険料負担があるため、事業主が加入を希望する場合にも労働者の同意が必要となる。

改正労災保険法（労働者災害補償保険法）が成立（令和８年７月１０日）したことにより、
令和１３年４月１日（予定）から全て加入対象へ！！

「今後、実態把握を行い、在り方について労働政策審議会で議論を行うこと」（参議院厚生労働委員会附帯決議）

今後は・・・

対象経営体の実態把握

周知＆加入勧奨

農林水産省、農協、森林組合、漁協、地方自治体との連携

- 家族従事者、短期雇用、季節的な手伝い、乗組員、共同作業、親族の無償協力等多様な就業実態あり。
- 誰が加入対象に該当するのか整理し、具体例を示す必要あり。
- セーフティネットの観点から、令和１３年４月１日（予定）の施行日を待たず、任意加入の促進を進める。